

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（土壌汚染対策グループ）（06-6615-7926）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	工業専用地域等における施行管理方針の確認の取り消し
概要	土壌汚染対策法では、形質変更時届出区域において土地の形質変更を行う際はその14日前に届出が必要ですが、工業専用地域に位置する自然由来特例区域など一定の要件に該当する土地の場合はあらかじめ市長に施行管理方針の確認を受けることで、当該届出が不要になります。一方で同法施行規則第52条の8各号のいずれかに該当するに至った場合は市長は施行管理方針の確認を取り消すことができます。
根拠法令等 及び条項	土壌汚染対策法第12条第1項、第4項 土壌汚染対策法施行規則第49条の3、第49条の4、第49条の5、第52条の8
処分基準	<p>○土壌汚染対策法施行規則第52条の8 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第12条第1項第1号の確認を取り消すことができる。</p> <p>一 施行管理方針が第49条の3の基準に適合しなくなったとき。 二 施行管理方針の確認に係る土地が第49条の4及び第49条の5に規定する要件に該当しなくなったとき。 三 土地の形質の変更をした者が法第12条第4項の届出を行わなかったとき。</p> <p>○土壌汚染対策法施行規則第49条の3の基準 ・施行管理方針の確認に係る土地を汚染状態等に応じて区分し、土地の形質の変更の際はそれぞれの区分に応じた施行方法により実施すること ・土地の形質の変更の管理に関する方針の基準を遵守すること</p> <p>○土壌汚染対策法施行規則第49条の4の要件 ・施行管理方針の確認に係る土地が自然由来特例区域又は埋立地特例区域に該当すること など</p> <p>○土壌汚染対策法施行規則第49条の5の要件 ・施行管理方針の確認に係る土地が工業専用地域等に該当し、当該土地から海域までの間の地下水の下流側に工業専用地域等以外の地域がないこと</p> <p>○土壌汚染対策法第12条第4項の届出 ・施行管理方針の確認を受けた土地で土地の形質の変更を行った場合は、1年毎にその内容を市長に届出する必要があります。</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000317461.html
備考	